

第3期運協における各所掌事項とその到達目標（たたき台2）

1 公立保育園における保育サービスの現状確認及び評価に関する事項

（設置要綱第2条第1項第1号）

(1) 今期の取組と到達目標

現在の公立保育園の保育について、良い点や改善点、また以前と比較して、良くなった点やその逆に課題となった点などについて、情報収集・共有を行い、その結果について、協議・とりまとめを行う。

なお、これまで当面の課題として、協議を行ってきた職員体制についても、この項目にて取り扱う。

(2) ツール

ア 保護者アンケートによる経年比較

イ 職員体制など市が提出する資料

ウ 小金井市公立保育園で取り組んでいないことを取り組んでいる園等への視察の実施

エ 保育指針の改定を踏まえた保育内容（ガイドライン等）の報告と共有

2 保護者が求める保育事業（保育ニーズの確認等）に関する事項

（設置要綱第2条第1項第2号）

(1) 今期の取組と到達目標

運協発足前は、五園連が独自でアンケートを実施し、その結果を踏まえた意見・要望を市に対して行っていたところであるが、運協開始後は、運協にて保護者と市が合同でアンケートを実施し、保護者が求める保育事業（保育ニーズ等）の把握に努めてきた経緯を踏まえ、アンケートによるニーズ把握、市側の対応の検討、フィードバックを単年度スパンで実施していく。

また、保護者が拡充を求めるもの、希望しているが実現できていないものについての把握と、それが現体制の中で実現可能かどうかについての協議も行っていく。

(2) ツール

ア 保護者アンケートによるニーズ把握

3 協議会の設置目的（※1）を達成するために検討が必要な事項

（設置要綱第2条第1項第3号）

※1 協議会の設置目的：市立保育園事業運営のサービス向上に資するため

3-1 公立保育園を取り巻く環境と総合的な見直しについて 及び あるべき公立保育園の姿と運営形態の見直しについて（以後「公立保育園の民営化について」）

（項目名は第1期報告書P6・19より転用）

(1) 今期の取組と到達目標

ア 民営化に関する質疑、課題等についての説明。

イ 市が提示する（仮称）民営化のガイドラインや事業者の募集要項・選定基準などについての意見交換。

(2) ツール

ア 市が提出する資料

- ① （仮称）民営化ガイドライン（案）
- ② 事業者募集要項（案）
- ③ 事業者選定基準（案）
- ④ 引継ぎ・合同保育にかかる仕様書（案）
- ⑤ 移行計画（案）
- ⑥ その他必要な資料

3-2 市全体の保育に関する計画を策定する委員会への委員選出（予定）

※ 選出元が五園連と運営協議会とでどちらが望ましいかの検討は必要。